

4. 評価の手法

(1) 評価の対象(何を評価するか)

本評価では、年間事業計画の基本業務分野、6事業分野の各「課題」への取り組み状況を課題毎に評価する。具体的な評価の対象は次のとおりであり、これらの評価を総合化することにより、各課題への取り組み状況の評価を行っている。

年間事業計画に掲げている目標/取り組み例(下図1.)

年間事業計画に予め具体的に掲げている「目標/取り組み例」に関する評価を行う。

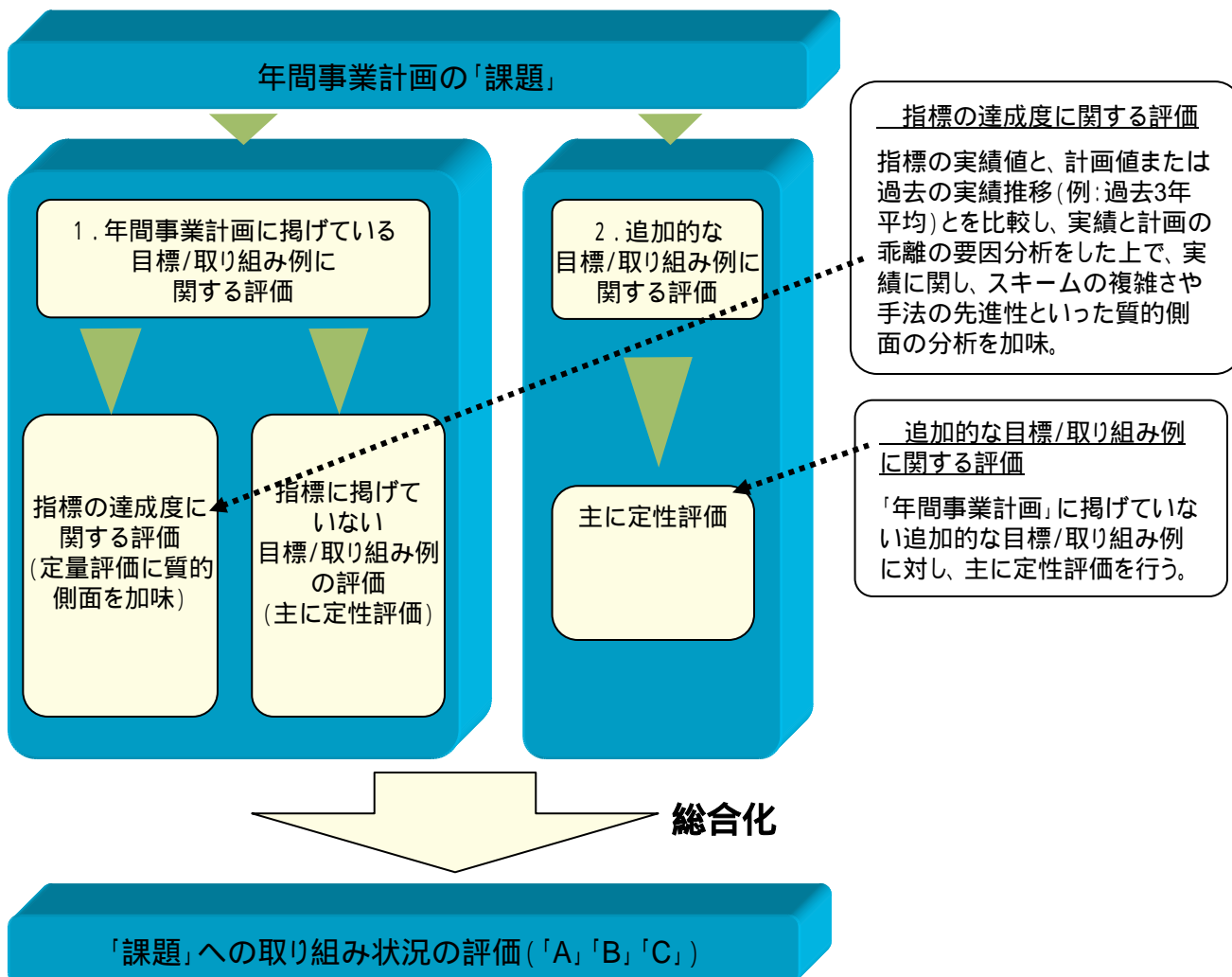
年間事業計画では、取り組むべき「課題」を抽出した上で、各課題に対する具体的な「目標/取り組み例」を挙げ、原則として、その取り組み状況の評価・モニタリングするための指標を設けている。また、「目標/取り組み例」の中には、具体的に指標として表していないものもある。「年間事業計画に掲げている目標/取り組み例」の評価にあたっては、指標の達成度に関する評価と、指標に掲げていない目標/取り組み例に関する評価の双方を行う。

追加的な目標/取り組み例(下図2.)

年間事業計画の課題に対応するが、年間事業計画に予め掲げていない「目標/取り組み例」に関する評価を行う。

(2) 評価の観点(どのように評価するか)

下図に示すとおり、「1. 年間事業計画に掲げている目標/取り組み例」については、指標の達成度に関し、要因分析をした上で、実績に関し、スキームの複雑さや手法の先進性といった質的側面を加味し、定量評価を行うとともに(下図)、指標に掲げていない目標/取り組み例に関し、主に定性評価を行う(下図)。また、「2. 追加的な目標/取り組み例」については、主に定性評価を行う(下図)。



定性評価に用いた「評価の観点」は下表のとおりである。「行政機関が行う政策の評価に関する法律(政策評価法)」（平成14年4月施行）等を踏まえ、また政策金融機関としての本行業務の独自性を勘案し、その課題の特性に応じた点を含めている。

評価の観点	
必要性	・目標/取り組み例が「業務戦略」、「年間事業計画」の「課題」への取り組みとして必要か否か。
効率性	・目標/取り組み例を実施する際、投入資源に見合う効果が効率的に得られるか否か。 ・必要な効果がより少ない資源で得られる目標/取り組み例が他にないか。
有効性	・目標/取り組み例の実施により、期待される効果が得られるか否か。 ・期待される効果に照らして、より大きな効果が得られる目標/取り組み例が他にないか。
優先性	・必要性、効率性、有効性などの視点による評価を踏まえ、他の目標/取り組み例より優先的に実施すべきか否か。
その他	・目標/取り組み例を実施するに際し、本行として配慮すべき行動規範(業務運営評価制度活動指針等)の遵守に努めているか否か。 ・目標/取り組み例の実施により、課題の特性に応じた持続的な効果や間接的な波及効果等が得られるか否か。

(3) 評価の総合化と段階評価

課題に対応する「目標/取り組み例」の評価(前ページの図の)を課題毎に総合化し、「課題」への取り組み状況に関し、「A」「B」「C」及び「外部環境の変化等により評価不能」による段階評価を行う。評価の総合化と段階評価の基準の考え方は、下表のとおりである。なお、評価にあたっては、評価結果を単に記述するだけでなく、それを踏まえた業務の改善策を提示するよう心がけている。

段階評価		段階評価の基準の考え方
A	適切な取り組みがなされている。	が良好な場合(注)、または が良好ではないが、 が極めて良好であるもの。
B	概ね適切な取り組みがなされている。	が良好ではないが、 、 が良好であるもの。
C	取り組み状況を踏まえた新たな対応策が必要。	、 、 が良好ではないもの。
-	外部環境の変化等により評価不能。	

(注)ただし、制度運用の初期の段階では、指標だけでは必ずしも適切に反映されない「課題」もあるため、指標の達成度に関する評価が良好である場合も自動的にAとせず、指標と課題の関係に留意する。